



令和2年度 鎌ヶ谷市議会定例会 6月会議報告

国の第2次補正予算対応

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」 鎌ヶ谷市への交付限度額 約8億円

(国の第1次補正予算対応の同臨時交付金の交付決定額 約3億円と合わせると、総額約11億円)

6月会議では、議案11件、発議案1件、同意案12件を審議し、全て可決されました。

また、国においても、「雇用調整助成金の拡充」「資金繰り対応の強化」「家賃支援給付金の創設」「医療提供体制の強化」を柱とした、一般会計歳出補正予算として過去最高となる31兆9114億円の第2次補正予算が6月12日に成立しましたが、この第2次補正予算では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充も行われ、第1次補正予算では、鎌ヶ谷市への交付決定額が約3億円だったものが、第2次補正予算では、約8億円の交付限度額が示され、総額約11億円の交付が見込まれることになりました。

市は、既に国から交付決定された約3億円の臨時交付金に対応する14事業のうち、12事業について実施しているところですが、今回、残りの2事業について市の補正予算に計上し、可決されました。また、約8億円の交付限度額に対応する事業については、今後、幅広く検討したうえで実施計画を国に提出し、国から計画を確認した旨の通知があった段階で、本市の補正予算に計上する予定となっています。

教育福祉常任委員会・本会議で質問しました

議案第4号 「鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

質問 小規模保育事業者の連携施設の確保が不要となる要件にはどのようなものがあるのか伺う。

回答 現行の規定では、代替保育について確保が著しく困難であり、役割分担及び責任の所在が明確化されたうえで連携協力を行う小規模保育事業者が確保できていること、連携協力を行う者の本来の業務に支障がないよう措置が講じられていることの要件があります。また卒園後の受け皿については、確保が著しく困難であり、連携協力を行う者が確保されているときは、受け皿確保を担う連携施設の確保は不要とされています。

要望 本市は、平成27年度より、4月1日時点における6年連続での国基準の待機児童ゼロを達成していますが、今後は、小規模保育事業卒園時の受け皿確保に加え、年度を通して待機児童が発生しないよう、施設整備を始めとした子育て施策の充実に努めてもらうよう要望します。



勝又まさる —プロフィール—

議会所属委員会

●教育福祉常任委員会 委員

●議会運営委員会 委員

●四市複合事務組合議会議員 監査

議案第6号 「一般会計補正予算(第3号)」国事業の住居確保給付金について

- 質問** 住居確保給付金で支給できる家賃額とその期間、支給方法を伺う。
- 回答** 住居確保給付金の支給額は、生活保護法に基づく住宅扶助と同額とされていることから、世帯の人数によって異なるが、単身世帯の場合41,000円、2人世帯49,000円、3人から5人世帯53,000円、6人世帯57,000円がそれぞれ上限額となります。支給期間は、3か月を限度としているが、誠実かつ熱心に求職活動を行うなど一定の条件により3か月の延長及びその後の3か月の再延長が可能となり最長で9か月まで支給を受けることが可能です。支給方法は、貸主または貸主から委託を受けた不動産業者などへ直接振り込む収納代理としています。
- 要望** 新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用の機会が減り、生活に支障が出て、住居確保給付金などの利用者も増えているようです。今後も、生活に困った方たちが制度を利用し、生活向上となるよう周知や支援をお願いします。

議案第6号 「一般会計補正予算(第3号)」東部学習センター改修事業について

- 質問** 事業の概要について伺う。
- 回答** 東部学習センターは、開設後18年が経過し、空調設備についても耐用年数の13年を超え、これまでも故障のたびに修繕で対応してきたが、学習室など4部屋の空調機が運転不能となったため、外壁・屋上防水改修工事と同時に行うことで、作業の効率化や工事期間の短縮、利用者への影響を最小限に抑えるため、今年度は、空調設備及び外壁・屋上防水改修工事設計委託費を計上する。
- 質問** 工事費の見込みと工事スケジュールについて伺う。
- 回答** 概算で、空調設備工事費は税込み約9千万円、外壁・屋上防水改修工事費は税込み約1億円を見込んでいます。スケジュールは、令和3年度当初に工事の入札を行う予定で、工事期間は現時点で5月から11月末頃までを見込んでいます。
- 質問** 工事期間中の利用者への影響について伺う。
- 回答** 外壁・屋上防水改修工事については、利用者への安全性を確保しながらご利用いただくことを予定しているが、空調設備工事については、工事中は全空調が使えなくなるため、休館もやむを得ないものと考えておりますが、工事については効率よく短期間で完了するよう調整するとともに、休館中は他の公民館等のご利用をご案内したり、できる限り活動に支障とならないよう実施してまいりたいと考えています。



市ホームページより

議案第11号 「一般会計補正予算(第4号)」「子育て世帯への応援特別給付金」及び「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」について 《新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業》

- 質問** 「子育て世帯への応援特別給付金」及び「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」の対象者、支給予定日、給付金額などの事業概要について伺う。
- 回答** 「子育て世帯への応援特別給付金」は、児童手当の所得制限限度内の本則給付の受給者に対して、児童1人につき5千円の給付金を、8月末に支給することを予定しています。「ひとり親家庭等への臨時特別給付金」は、児童扶養手当受給世帯を対象に、児童1人の世帯は4万円、児童2人目は2万円の加算、児童3人目以降は1人につき1万円加算することで、10月15日に支払う予定としています。

このほかにも、国の新たな「ひとり親世帯への臨時特別給付金」制度ができるなど、子育て世帯への支援の充実が図られています。

(※児童扶養手当支給世帯等に5万円、児童2人以上は1人増加するごとに3万円、収入が減少した同世帯に5万円追加)